

いたばし人と未来を創る会社賞表彰実施要綱

(令和5年2月6日区長決定)
(令和6年2月22日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地域に根差し、人を育て、成長につながる努力をし続ける企業等を表彰するとともに、その優れた取組を発信することで、区内企業が持続的成長に向けた経営をめざすきっかけをつくり、もって区内産業の持続的発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業等とは、区内に本店登記、本社機能、主たる事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う組織であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業及びこれに類するものをいう。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和12年法律第122号）で規定される営業及びこれに類する事業
- (3) 代表者、役員及び従業員等が、東京都板橋区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与している場合
- (4) その他、区長が不適切と判断したもの

(表彰)

第3条 区長は、次の各号に掲げる取組のいずれにも優れている企業等を、いたばし人と未来を創る会社賞として表彰する。

- (1) 企業等の成長・持続的発展に資する取組
- (2) 従業員の仕事に対するやりがいの向上に資する取組
- (3) 従業員の働きやすさの実現に資する取組

(応募要件)

第4条 前条の表彰を受けようとする企業等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第2条に規定する企業等であること
- (2) みなし大企業でないこと
- (3) 雇用保険に加入する従業員を1名以上雇用していること
- (4) 労働関係法規等に関し、重大な違反がないこと
- (5) その他法令上又は社会通念上表彰するにふさわしくないと区長が判断する事由がないこと（申請）

第5条 表彰を受けようとする企業等は、いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請書（別記第1号様式）に、いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請確認書（別記第2号様式）直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書）を添付して区長に申請するものとする。

(表彰手続き)

第6条 区長は、前条の規定により申請を受けたときは、いたばし人と未来を創る会社

賞審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該企業等の取組の実施状況、労働環境及び労働関係法令の遵守状況等について、現地調査を行い、別に定める審査項目に基づき、その内容を審査し表彰を決定する。

2 区長は、前項の規定により表彰を決定した場合は、いたばし人と未来を創る会社賞を授与する。

（審査会）

第7条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中小企業診断士
- (2) 社会保険労務士
- (3) 学識経験者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 審査会に会長を置き、学識経験者をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 審査会は、申請のあった企業等のうちから、被表彰対象企業等を選出し、区長に推薦する。

5 審査会の庶務は、板橋区産業経済部産業振興課（以下「産業振興課」という。）において処理する。

（公表）

第8条 区長は、表彰企業等の取組を広く区民等に周知するため、区ホームページ等への掲載その他の方法により公表するものとする。

（フィードバック）

第9条 区長は、表彰の有無にかかわらず、第6条第1項の規定により、表彰の審査を行った企業等に対し、審査結果についてのフィードバックを行うことができる。

2 前項のフィードバックは、審査結果報告書の提供、当該企業等の調査を担当した中小企業診断士及び社会保険労務士の訪問その他の方法により行う。

（変更の届出）

第10条 表彰を受けようとする企業等及び表彰企業等は、申請書に記載された事項に変更が生じたときは、速やかにいたばし人と未来を創る会社賞変更届（別記第3号様式）により、区長に届け出なければならない。

（表彰の取消し）

第11条 区長は、次のいずれかに該当する場合には、当該表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰企業等が表彰の取消しを申し出たとき
- (2) 表彰企業等が第3条各号及び第4条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 表彰企業等が虚偽の内容により申請を行う等、不正の手段により表彰を受けたとき

（守秘義務）

第12条 表彰の審査に関わるすべての者は、表彰の審査により知り得た企業情報及び個人情報等を当該表彰審査関係者以外に漏らしてはならない。

（フォローアップヒアリングの実施）

第13条 区長は、第6条の規定による表彰をした企業等について、当該表彰後における

る取組の実施状況、労働環境及び労働関係法令の遵守状況等の実態を確認するため、当該表彰を行った日から3年後の日が属する年度に、現地において確認調査を行うフォローアップヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施するものとする。

2 区長は、ヒアリングの実施の際、当該企業等に対して必要な助言を行うことができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、決定日から施行する。

改正後の規程は、施行日以降に受理したものについて適用し、施行日より前に受理したものについては、なお従前の例による。

(宛先)
板橋区長

企業名・団体名：
代表者氏名：

いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請書

いたばし人と未来を創る会社賞表彰実施要綱第5条に基づき、いたばし人と未来を創る会社賞について申請する。

企業名・団体名			業種					
代表者								
本社所在地	〒							
上記以外の 事業所所在地	〒							
資本金	円							
従業員数(役員を除く)	正社員:	人	(男性	人、女性	人)			
	契約社員・ パート:	人	(男性	人、女性	人)			
	その他:	人	(男性	人、女性	人)			
	従業員の合計	人	(男性	人、女性	人)			
従業員年齢層内訳 (役員を除く)	・10代	人	・20代	人	・30代	人	・40代	人
	・50代	人	・60~64歳	人	・65歳以上	人		
従業員勤続年数内訳 (役員を除く)	・3年未満		人	・3年以上10年未満		人		
	・10年以上20年未満		人	・20年以上		人		
従業員職種(役員を除く) <small>※職種の名称は貴社の実態に合わせて書き換えていただいてもかまいません</small>	・研究	人	・製造	人	・営業	人	・事務	人
	・販売	人	・運送	人	・その他	人		
離職従業員数 (役員、定年退職者を除く) ※直近3年分	年4月1日~ 年3月31日		年4月1日~ 年3月31日		年4月1日~ 年3月31日(見込み可)			
	・正社員	人	・正社員	人	・正社員	人		
	・その他	人	・その他	人	・その他	人		
貴社ホームページURL								
連絡 担当者	ふりがな		部署・役職					
	氏名							
	電話		Eメール					
本賞への応募動機 応募にかける思い								
本賞を知ったきっかけ (複数回答可)								
<input type="checkbox"/> 広報いたばし <input type="checkbox"/> ホームページ(区・公社) <input type="checkbox"/> 公社コーディネーターからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> その他()								
一次審査訪問希望日時 (申込日から1週間以上先の日程)								
第1希望 令和 年 月 日() 時ごろ / 第2希望 月 日() 時ごろ								
訪問場所								
<input type="checkbox"/> 上記本社所在地 <input type="checkbox"/> 上記区内事業所所在地 <input type="checkbox"/> その他()								

(宛先)
板橋区長

企業名・団体名： _____

代表者氏名： _____

いたばし人と未来を創る会社賞表彰申請確認書

提出前に下記全ての項目についてご確認のうえ、「はい」・「いいえ」・「対象外」のうち、該当する欄に○をつけてください。

No.	確認事項	はい	いいえ	対象外
1	中小企業基本法に基づく中小企業またはそれに類する団体であり、みなし大企業に該当しない			
2	板橋区内に本店登記、本社機能、主たる事業所がある			
3	雇用保険に加入する従業員を1名以上雇用している			
4	公序良俗に反する事業を行っていない			
5	風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和12年法律第122号)で規定される営業及びこれに類する事業を行っていない			
6	代表者、役員及び従業員等が、東京都板橋区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していない			
7	事業の継続性に重大な懸念がない			
8	(常時雇用している従業員が10名以上の事業場の場合)就業規則等を定め、労働基準監督署長に届け出ている。※対象外の場合、「対象外」を選択してください			
9	(常時雇用している従業員が10名以上の事業場の場合)就業規則等を従業員が読める環境に置いている。※対象外の場合、「対象外」を選択してください。			
10	雇用契約書または労働条件通知書を作成・交付している			
11	育児・介護等の法改正に対応済みである			
12	育児・介護休業希望者を規程に従って休業させている			
13	(時間外労働等が発生する場合)本店だけでなく、工場・支店などについても漏れなく36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ている(対象外の場合、「対象外」を選択してください)			
14	残業させる場合は36協定を超える残業をさせていない			
15	(固定残業代制の場合)対象時間数が明確に示されている			
16	年次有給休暇の付与日数が10日以上の従業員は5日以上取得している			
17	65歳までの継続雇用制度(もしくは65歳までの定年延長・定年廃止)を導入している			
18	過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しを受けていない			
19	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直近2年度について滞納の事実がない(「滞納」にはコロナ感染症による猶予制度での延納は含まない)			
20	過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていない			
21	過去3年以内に法令違反による死亡事故等重篤な労働災害を発生させていない			
22	従業員の労働時間を適切に把握し毎月賃金を支払っている			
23	賃金は法定最低賃金を上回っている			
24	労働保険及び健康保険・厚生年金に適切に加入させている			
25	定期健康診断を実施するなど従業員の健康の保持・増進に留意している			
26	(対象となる従業員数の場合)衛生推進者・安全衛生推進者、あるいは安全管理者や衛生管理者等を選任している			
27	「いたばし人と未来を創る会社賞」募集要項の内容を確認し、審査に必要な提出書類等を必要部数用意できる			

(宛先)
板橋区長

企業名・団体名：_____

代表者氏名：_____

いたばし人と未来を創る会社賞変更届

いたばし人と未来を創る会社賞表彰実施要綱第10条に基づき、申請内容を変更する。

	変更前	変更後
変更内容		